ハ　車両総重量が三・五トンを超えるバス又はトラックのうち、次のいずれにも該当するもので総務省令で定めるもの
(1)　平成二十八年軽油重量車基準に適合すること。
(2)　エネルギー消費効率が平成二十七年度基準エネルギー消費効率に百分の百五を乗じて得た数値以上であること。
ニ　車両総重量が三・五トンを超えるバス又はトラックのうち、次のいずれにも該当するもので総務省令で定めるもの
(1)　平成二十一年軽油重量車基準に適合すること。
(2)　窒素酸化物及び粒子状物質の排出量が平成二十一年軽油重量車基準に定める窒素酸化物及び粒子状物質の値の十分の九を超えないこと。
(3)　エネルギー消費効率が平成二十七年度基準エネルギー消費効率に百分の百五を乗じて得た数値以上であること。
ホ　車両総重量が三・五トンを超えるバス又はトラックのうち、次のいずれにも該当するもので総務省令で定めるもの
(1)　平成二十一年軽油重量車基準に適合すること。
(2)　エネルギー消費効率が平成二十七年度基準エネルギー消費効率に百分の百十を乗じて得た数値以上であること。

2　次に掲げる自動車（第百四十九条第一項及び前項（第四項において準用する場合を含む。）の規定の適用を受けるものを除く。）に対して課する環境性能割の税率は、百分の二とする。
一　次に掲げるガソリン自動車
イ　乗用車又は車両総重量が二・五トン以下のバス若しくはトラックのうち、次のいずれにも該当するもので総務省令で定めるもの
(1)　平成十七年ガソリン軽中量車基準に適合すること。
(2)　窒素酸化物の排出量が平成十七年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の四分の一を超えないこと。
(3)　エネルギー消費効率が平成二十七年度基準エネルギー消費効率に百分の百十を乗じて得た数値以上であること。
ロ　車両総重量が二・五トン以下のバス又はトラックのうち、次のいずれにも該当するもので総務省令で定めるもの
(1)　平成十七年ガソリン軽中量車基準に適合すること。
(2)　窒素酸化物の排出量が平成十七年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の四分の一を超えないこと。
(3)　エネルギー消費効率が平成二十七年度基準エネルギー消費効率以上であること。
ハ　車両総重量が二・五トンを超え三・五トン以下のバス又はトラックのうち、次のいずれにも該当するもので総務省令で定めるもの
(1)　平成十七年ガソリン軽中量車基準に適合すること。
(2)　窒素酸化物の排出量が平成十七年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の二分の一を超えないこと。
(3)　エネルギー消費効率が平成二十七年度基準エネルギー消費効率に百分の百五を乗じて得た数値以上であること。
二　次に掲げる軽油自動車
イ　車両総重量が二・五トンを超え三・五トン以下のバス又はトラックのうち、次のいずれにも該当するもので総務省令で定めるもの
(1)　平成二十一年軽油軽中量車基準に適合すること。
(2)　窒素酸化物及び粒子状物質の排出量が平成二十一年軽油軽中量車基準に定める窒素酸化物及び粒子状物質の値の十分の九を超えないこと。
(3)　エネルギー消費効率が平成二十七年度基準エネルギー消費効率以上であること。
ロ　車両総重量が二・五トンを超え三・五トン以下のバス又はトラックのうち、次のいずれにも該当するもので総務省令で定めるもの
(1)　平成二十一年軽油中量車基準に適合すること。
(2)　エネルギー消費効率が平成二十七年度基準エネルギー消費効率に百分の百五を乗じて得た数値以上であること。
ハ　車両総重量が三・五トンを超えるバス又はトラックのうち、次のいずれにも該当するもので総務省令で定めるもの
(1)　平成二十八年軽油重量車基準に適合すること。
(2)　エネルギー消費効率が平成二十七年度基準エネルギー消費効率以上であること。
ニ　車両総重量が三・五トンを超えるバス又はトラックのうち、次のいずれにも該当するもので総務省令で定めるもの
(1)　平成二十一年軽油重量車基準に適合すること。
(2)　窒素酸化物及び粒子状物質の排出量が平成二十一年軽油重量車基準に定める窒素酸化物及び粒子状物質の値の十分の九を超えないこと。
(3)　エネルギー消費効率が平成二十七年度基準エネルギー消費効率に百分の百五を乗じて得た数値以上であること。
ホ　車両総重量が三・五トンを超えるバス又はトラックのうち、次のいずれにも該当するもので総務省令で定めるもの
(1)　平成二十一年軽油重量車基準に適合すること。
(2)　エネルギー消費効率が平成二十七年度基準エネルギー消費効率に百分の百十を乗じて得た数値以上であること。

3　第百四十九条第一項及び前二項（これらの規定を次項において準用する場合を含む。）の規定の適用を受ける自動車以外の自動車に対して課する環境性能割の税率は、百分の三とする。

4　第一項（第一号イ及びロに係る部分に限る。）及び第二項（第一号イに係る部分に限る。）の規定は、平成二十二年度基準エネルギー消費効率算定自動車について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第一項第一号イ(3)	平成三十二年度基準エネルギー消費効率
第一項第一号ロ(3)	平成二十七年度基準エネルギー消費効率に百分の百十五
第二項第一号イ(3)	平成二十七年度基準エネルギー消費効率に百分の百十
	第百四十九条第二項に規定する基準エネルギー消費効率であつて平成二十二年度以降の各年度において適用されるべきものとして定められたもの（以下この号及び次項第一号イ(3)において「平成二十二年度基準エネルギー消費効率」という。）に百分の百五十を乗じて得た数値
	平成二十二年度基準エネルギー消費効率に百分の百四十四
	平成二十二年度基準エネルギー消費効率に百分の百三十八

5　前各項の規定の適用を受ける自動車の範囲については、二年ごとに見直しを行うものとする。

（環境性能割の免税点）

第百五十八条　道府県は、通常の取得価額が五十万円以下である自動車に対しては、環境性能割を課することができない。

第二目　申告納付並びに更正及び決定等

（環境性能割の徴収の方法）

第百五十九条　環境性能割の徴収については、申告納付の方法によらなければならない。